

2023年9月29日
東京海上日動火災保険株式会社

保険料調整行為にかかる金融庁への報告について

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬伸一、以下「当社」)は、独占禁止法に関する不適切な事案を発生させ、お客様をはじめ関係者の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、2023年8月4日に金融庁より全営業部店における保険料調整行為の伏在調査にかかる報告徴求命令を受領(※1)しましたが、本日、同命令に基づく金融庁への報告(※2)を行いましたことをご知らせいたします。

(※1)2023年8月4日当社ニュースリリース「金融庁による報告徴求命令の受領について」

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/230804_01.pdf

(※2)全営業部店を対象とした現時点での調査結果、発生した原因および再発防止策を報告しております。

当社は、複数の社外弁護士を起用した特別調査委員会を設置し、全営業部店を対象として、独占禁止法に抵触するおそれがある事案だけでなく、同法の趣旨に照らして不適切と思われる行為も含め幅広く伏在調査を実施し、このような事態を発生させた真因の分析を進めております。

今後、当社として、既に策定している再発防止策を徹底するとともに、真因に基づく更なる再発防止策を策定・実行してまいります。

以上